

5 住居手当について

令和6年1月現在

全員の提出が必要な書類があります。(2)アをご確認ください

(1) に該当する場合は、住居手当が支給されます。該当する方は追加の提出書類がありますので、(2)イをご確認ください。

(1) 支給対象者及び支給金額

あなたが令和6年4月1日現在、40歳未満（昭和59年4月2日以降生）であり、次のいずれかに該当する場合に月額19,600円が支給されます。

ア 賃貸借契約者（名義人）

(ア) あなたが賃貸借契約者である借家・借間に居住し、家賃を支払っている

(イ) あなたの扶養親族（本市基準で扶養手当の支給が認定された親族）が賃貸借契約者である住宅にあなたが居住し、家賃を支払っている

イ 実質的家賃負担者

あなたが賃貸借契約者ではないが、実質的に家賃の全額を貸主に直接支払っている

(2) 必要提出書類

ア 全員の提出が必要なもの

(ア) 「住居届・通勤届・氏名（変更）届」（以下「住居届」）

(イ) 住民票のコピー ※発行から3か月以内の市区町村長の印があるもの
（個人番号の記載のないもの、もしくは個人番号部分を黒塗りしてコピーしたもの）

イ 支給対象者に該当する場合に提出が必要なもの

最新の賃貸借契約書のコピー（重要事項説明書は不可）

・契約内容の次の項目が確認できるもの

家賃の金額、賃貸物件の住所、契約開始日、契約期間（令和6年4月1日を含む）、借借人、賃貸人

・借借人・賃貸人欄にそれぞれの署名又は契約印の記載があるもの

※賃貸人の署名又は契約印がない場合は、記載を依頼してください。

(1)イ実質的家賃負担者に該当する場合

最新の賃貸借契約書のコピーに加えて、

令和6年4月～6月分の家賃支払証明のコピー

あなたが家賃を支払ったことが分かる連続した3か月分（4月～6月分）の家賃支払証明（口座振替依頼書または振込書のコピーと、引き落とし・振込口座のコピー連続3か月分等）を配属先の労務主管課に提出してください。

証明を確認後、遡って4月分から住居手当を支給します。

(3) 支給上の注意点等

- ア 年齢要件について、40歳に達する日後最初の4月1日から不支給となります。誕生日が4月1日の場合は4月1日を含む年度から不支給となります。
- イ 本市職員（水道局、交通局、医療局病院経営本部、教育委員会事務局を含む）である配偶者や同居の親族等が、既に住居手当を受けている場合には支給されません。
- ウ 父母等から借り受けている場合は、原則支給対象となりませんが、賃貸借契約書を取り交わした建物が「建物の区分所有等に関する法律に基づく登記がされている建物（独立して家屋の用途に供されるようなもの）」と確認できる場合は、例外的に支給が認められる場合がありますので、お問い合わせください。
- エ 新採用職員は、4月1日時点で居住している住居（住民票記載の住居）が対象です。
- オ 支給対象及び支給金額については、内容が変更されることもありますので、ご了承ください。

(4) 書類の提出について

提出期限…令和6年2月14日（水）必着

※ 提出が遅れると4月給与支給日に手当が支給されない場合があります。

ア 現住所と令和6年4月1日時点の住所が同じ場合

令和6年2月14日必着

送付票①、住居届、住民票・賃貸借契約書のコピー等の添付書類を提出

イ 1～3月中に転居予定で、現住所と令和6年4月1日時点の住所が異なる場合

(ア) 令和6年2月14日必着

送付票①に次の内容を記載して提出（※送付票①は必ずコピーをとる）

・住居届、住民票・賃貸借契約書のコピー等の添付書類が提出できる時期

(イ) 住居が決まり次第大至急提出

送付票①のコピー、住居届、住民票・賃貸借契約書のコピー等の添付書類を提出

ウ 令和6年4月1日時点は、ホテル（ウィークリーマンション含む）や親戚、友人宅にいる予定で、採用後に転居する場合

令和6年2月14日必着

・送付票①、住居届、住民票のコピーを提出

※住居届には提出日時点での住民票上の住所を記載

あわせて、住居届裏面の下部余白に、4月1日の滞在予定地名称（ホテル名や友人宅等）を必ず記載。ウィークリーマンションはその旨も必ず記載。

（『7-1、及び7-2「住居届・通勤届・氏名（変更）届」【記入例2】』を参照）

4月1日以降に転居後、新住所での住居届を再度、配属先の労務主管課へ提出してください。